

官民人材交流センターについて

資料 2 - 6

平成19年9月25日
内閣官房行政改革推進室

設置根拠

改正国家公務員法第18条の7

- ・ 内閣府に、官民人材交流センターを置く。
- ・ 官民人材交流センターの長は(中略)内閣官房長官をもって充てる。

所掌事務

職員の離職に際しての離職後の就職の援助及び官民の人材交流の円滑な実施のための支援を行う。(改正国家公務員法第18条の5)

(これにより、従来各省が行ってきた営利企業又は非営利法人への再就職あっせんは禁止される。)

このほか、改正国家公務員法においては、現職職員が自らの職務と利害関係を有する営利企業等に対し求職活動を行ったり、退職職員が離職後一定期間、在職していた機関の職員に職務上の行為をするように要求・依頼することは禁止される。

設立予定

平成20年中(設立後3年以内に、各省のあっせんを禁止し、センターに一元化)

制度設計

官房長官が主催する「官民人材交流センターの制度設計のための懇談会」において検討中。